

離島における固定価格買取制度終了後の取扱いについて
(対象地域：礼文島、利尻島、天売島、焼尻島、奥尻島)

1. 固定価格買取制度にもとづく買取期間の満了について

FIT制度による買取期間は、ご契約内容に応じて、2019年11月以降、順次終了を迎えます。

買取期間終了後の電気は、以下のような選択肢によりご利用いただけます。

- 選択肢①：蓄電池の設置や電気自動車、エコキュートと組み合わせた自家消費
- 選択肢②：お客さまご自身で選択された売電先（小売電気事業者等）への売電

なお、選択肢の詳細や買取を行う事業者の情報は、資源エネルギー庁のウェブサイト等で紹介されています。

<資源エネルギー庁ウェブサイト「どうする？ソーラー」>

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after

(資源エネルギー庁ウェブサイトは、【どうする？ソーラー】でご検索いただけます。)

【お問合せ窓口】0570-057-333 (受付時間 平日9:00~18:00 土日祝日・年末年始除く)

2. 買取期間満了のお知らせについて

買取期間が満了するお客さまには、満了の半年から4ヶ月程度前に、郵送により「再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度にもとづく買取期間満了のご案内」（買取期間満了のご案内）をお届けします。

3. 買取期間終了に伴うお手続きについて

(1) 当社以外への売電をご希望される場合

新たな売電先をお選びいただき、新たにご契約される売電先が指定する申込方法に従って、売電先の変更をお申込みください。

(2) 引き続き当社への売電をご希望される場合

当社へのお申込み等のお手続きは不要です。FIT制度による買取期間終了後は、当社が定める新たな買取条件で、当社が継続して買取いたします。買取条件は「4. 当社の新しい買取条件について」をご覧ください。

4. 当社の新しい買取条件について

FIT制度による買取期間終了後の電気について、当社が買取させていただく場合の買取価格は以下のとおりです。

買取価格	8.00円/kWh(税込・消費税率 10%)
------	------------------------

- ・ 受給契約における非化石価値等は当社へ帰属いたします。
- ・ 買取価格は見直す可能性がございます。見直す場合は、当社ホームページ等でお知らせいたします。
- ・ 買取期間終了後、売電先を当社以外に変更される場合、変更に伴う違約金は発生しません。

- ・対象地域は、礼文島、利尻島、天売島、焼尻島および奥尻島となります。
- ・その他の条件については、当社が定め・公表する「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（契約要綱）」^{*1}および「発電設備等の系統連系に関する契約要綱〔低圧〕」^{*2}等を適用いたします

※1 「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」の掲載先

URL：https://www.hepco.co.jp/network/renewable_energy/fixedprice_purchase/outline_unitprice_sp.html

※2 「発電設備等の系統連系に関する契約要綱〔低圧〕」の掲載先

URL：https://www.hepco.co.jp/network/con_service/stipulation/consignment.html

5. お問い合わせ先

発電設備を設置する住所を管轄する支店・ネットワークセンターのお客さまサービスグループとなります。

<お近くのほくでんネットワーク検索>

URL：<https://www.hepco.co.jp/network/corporate/company/branch/search/index.html>

以 上